

陸上自衛隊の施設の取得等に関する達

平成 19 年 9 月 1 日
陸上自衛隊達第 82—3 号

改正 平成 20 年 7 月 23 日達第 122—228 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号
平成 23 年 4 月 1 日達第 32—19 号 平成 27 年 10 月 1 日達第 32—3—1 号
平成 28 年 4 月 1 日達第 82—3—2 号 平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号
令和元年 6 月 27 日達第 122—303 号 令和 3 年 3 月 15 日達第 122—315 号
令和 5 年 3 月 28 日達第 82—3—3 号 令和 6 年 5 月 28 日達第 82—3—4 号

防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 66 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、陸上自衛隊の施設の取得等に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 折木 良一

陸上自衛隊の施設の取得等に関する達

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 基本計画書資料の作成等（第 4 条）
- 第 3 章 実施計画書の作成等
 - 第 1 節 直轄工事、委託工事及び工事によらない施設の取得等（第 5 条）
 - 第 2 節 部隊施工工事及び部隊外注工事（第 6 条—第 8 条）
- 第 4 章 工事の検査及び財産登録等（第 9 条—第 11 条）
- 第 5 章 報告（第 12 条—第 14 条）
- 第 6 章 雑則（第 15 条—第 16 条）
- 附 則
- 別 紙
 - 第 1 工事基本計画書資料
 - 第 2 実施設計書
 - 第 3 施工計画書
 - 第 4 工事予算額調書
 - 第 5 工事費整理簿
 - 第 6 工事材料等調達使用状況一覧表
 - 第 7 工事材料使用明細書

- 第 8 支援工事調書
- 第 9 外注工事整理簿冊
- 第 10 完成物件引渡書
- 第 11 成果報告

別 冊 陸上自衛隊施設整備面積基準

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、陸上自衛隊に係る施設の取得等の実施手続に関し必要な事項を定め、もって業務の円滑な処理を図ることを目的とする。

(方面総監等)

第 2 条 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 66 号。以下「訓令」という。）第 4 条第 7 号ウに規定する取得等要求機関の長及び訓令第 20 条に規定する部隊外注工事の実施者は、方面総監、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長（以下「方面総監等」という。）とする。

(予算要求資料等の作成・提出)

第 3 条 陸上自衛隊の年度業務計画運営規則（陸上自衛隊達第 11—1 号（28.3.29）。以下「規則」という。）第 7 条の 2 の規定に基づき施設整備に係る要望事項を提出する場合は、施設等の面積所要については、別冊「陸上自衛隊施設整備面積基準」及び国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）第 6 条により算定するものとする。ただし、これによることのできない場合は、算定の根拠を付して提出するものとする。

2 経費の算定については、法令及び条例等のほか、予算要求単価資料等による積算根拠を明確にするものとする。

第 2 章 基本計画書資料の作成等

(基本計画書資料等の作成・報告)

第 4 条 方面総監等は、規則第 4 条及び第 11 条に定める年度業務計画に基づき、地方防衛局長等の技術的協力を得て、工事による施設の取得にあつては工事基本計画書資料（別紙第 1）を 3 部作成し、その他の方法による施設の取得等にあつては別に定める様式に従い、前年度の 2 月上旬までに陸上幕僚長に報告するものとする（施定第 13 号）。

2 方面総監等は、予算の政府原案確定後、陸上幕僚長から基本計画書資料作成に必要な資料の通知を受けた場合は、速やかにこれを地方防衛局長等に送付するとともに、地方防衛局長等と調整して基本計画書資料の内容の根拠を明らかにするものとする。

3 方面総監等は、訓令第 7 条第 1 項各号に掲げる変更を必要とする場合は、

工事による施設の取得にあつてはその都度変更基本計画書（工事）（訓令別紙様式第3）を3部作成し、その他の方法による施設の取得等にあつてはその都度変更基本計画書（訓令別紙様式第4）を作成し、陸上幕僚長に報告するものとする（施定第14号）。

- 4 その他の方法による施設の取得等において、陸上総隊隷下部隊が施設を使用する場合及び施設が所在する方面区と施設を使用する部隊が所在する方面区が異なる場合は、陸上総隊司令官又は使用する部隊が所在する方面区の方面総監は、施設が所在する方面区の方面総監に基本計画書の作成及び陸上幕僚長への報告を依頼するものとする。

第3章 実施計画書の作成等

第1節 直轄工事、委託工事及び工事によらない施設の取得等

（実施計画書の作成に必要な協力等）

第5条 方面総監等は、直轄工事、委託工事及び工事によらない施設の取得等に係る基本計画書及び変更基本計画書について防衛大臣の承認の通知を受けた場合は、地方防衛局長等が行う実施計画書及び変更実施計画書の作成について必要な協力を行うものとする。

- 2 方面総監等は、示達経費の運用について、地方防衛局長等から協議を受けた場合（訓令第13条に該当しない場合及び訓令第11条に定める実施計画書の変更手続を要しない場合をいう。）は、その都度陸上幕僚長の指示を受けるものとする。

第2節 部隊施工工事及び部隊外注工事

（部隊施工工事）

第6条 方面総監は、陸上幕僚長から実施計画書の作成に必要な資料の送付を受けたならば、取得等要求機関の長と連絡調整の上、実施計画書（訓令別紙様式第5）を作成し、陸上幕僚長に申請するものとする。

- 2 方面総監は、陸上幕僚長から部隊施工工事の実施を命ぜられた場合は、これに基づき実施設計書（別紙第2）、施工計画書（別紙第3）及び工事予算額調書（別紙第4）を作成し、関係法令の規定に基づく着工前に必要な諸手続の完了を確認した後、速やかに工事を行なうものとする。
- 3 部隊施工工事の工事現場に派遣された作業部隊の指揮官は、通常、工事費整理簿（別紙第5）、工事材料等調達使用状況一覧表（別紙第6）及び工事材料使用明細書（別紙第7）を記録して工事の状況を明らかにしておくものとする。
- 4 方面総監は、変更実施計画書（訓令別紙様式第7）を作成した場合は、陸上幕僚長に申請するものとする。
- 5 方面総監は、部隊施工工事の実施途中において実施設計書を変更する必要

を生じた場合は、実施計画書の趣旨に反しない範囲において変更することができる。

6 方面総監は、実施計画書等の作成及び施工に当たり、必要に応じ地方防衛局長等に技術的協力を求めるものとする。

(海上・航空自衛隊等の工事に対する手続要領)

第7条 方面総監は、海上・航空自衛隊等から部隊施工工事の要望があったときは、関係部隊等と調整の上、速やかに別紙第8により陸上幕僚長に報告するものとする(施定第15号)。

(部隊外注工事)

第8条 方面総監等は、陸上幕僚長から部隊外注工事に係る工事基本計画書が承認された旨の通知を受けた場合には、必要に応じ地方防衛局長等の技術的協力を得て、実施計画書を作成し、陸上幕僚長に申請するものとする。

2 方面総監等は、陸上幕僚長から部隊外注工事の実施を命ぜられた場合は、これに基づき実施設計書を作成し、業務隊長等(駐屯地業務隊及び駐屯地業務を担当する部隊等の長をいう。以下同じ。)に工事实施の手続を命ずるものとする。

3 部隊外注工事の手続を実施した業務隊長等は、外注工事整理簿冊(別紙第9)を備え付けるものとする。

4 方面総監等は、変更実施計画書を作成した場合は、陸上幕僚長に申請するものとする。

5 方面総監等は、部隊外注工事の実施途中において実施設計書を変更する必要がある場合は、実施計画書の趣旨に反しない範囲において変更することができる。

第4章 工事の検査及び財産登録等

(部隊施工工事の完成検査)

第9条 方面総監は、必要に応じ作業部隊の作業実施状況、物品及び経費の使用状況等につき中間検査を、また、工事が完成したときは、完成検査を実施するものとする。

(部隊外注工事の完成検査)

第10条 部隊外注工事の完成検査は、陸上自衛隊会計事務規則(陸上自衛隊達第16—4号)第61条から第65条の規定に基づき実施するものとする。

(完成物件の引渡し及び国有財産登録資料の作成・送付)

第11条 方面総監等は、工事が完成したときは、速やかに完成物件のうち国有財産台帳に登録を要するものについて完成物件引渡書(別紙第10)に国有財産登録資料(財産目録、案内図、建物配置図、平面図等の財産図及び工事積算内訳書等国有財産の登録に必要な資料)を添えて、地方防衛局長等(当

該工事が陸上幕僚長以外の幕僚長等から依頼された工事であるときは、当該依頼者) に引き渡すものとする。

- 2 国有財産に登録する資料の価格は、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第39条に基づき算定するものとする。

第5章 報告

（工事契約締結・完成報告）

第12条 方面総監等は、地方防衛局長等から直轄工事及び委託工事の工事契約締結報告書または工事完成報告書の写しの送付を受けた後、工事契約締結については月ごとに作成し、各月の翌月20日までに、工事完成報告については四半期末の翌月20日までに陸上幕僚長に報告するものとする（施定第16号）。

（部隊施工工事の成果報告）

第13条 方面総監は、完成物件の引渡し後3週間以内に陸上幕僚長に成果報告（別紙第11）を提出するものとする（施定第17号）。

（工事中の事故報告）

第14条 方面総監等は、訓令第29条第1項に定める通報を、地方防衛局長等から受けた場合は、直ちに陸上幕僚長に報告するものとする。

第6章 雑則

（取得等についての協力）

第15条 方面総監等は、訓令第34条に定める整備計画局長及び地方協力局長に対し技術的協力等を求めた場合は、陸上幕僚長に報告するものとする。

第16条 削除

附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊の建設工事に関する達（陸上自衛隊達第82-2号）は、廃止する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32—19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日陸上自衛隊達第32—3—1号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日陸上自衛隊達第32—3—2号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）
この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）
この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）
この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 82—3—3 号）
この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 28 日陸上自衛隊達第 82—3—4 号）
この達は、令和 6 年 5 月 28 日から施行する。

工 事 基 本 計 画 書 資 料

令和 年度

(施定第13号)

1	項 目 番 号		工 事 費 内 訳					
	項 目 名 称		事 項	構 造	数 量	単 価	金 額	備 考
2	実 施 方 法							
3	工 事 目 的							
4	工 事 場 所							
5	管轄	取得等要求機関の長						
	区分	供用事務担当官						
要 示 達 (支出委任) 工 事 費								
6	示 達 (支出委任) 先名		示 達 (支出委任) 工事費					備 考
7	工期 (完成希望年月日)							
8	工 事 費	事 項	金 額					11
		合 計						
9	財 産 関 係							
10	特 記 事 項 添 付 図 面 等 参 考							

実 施 設 計 書

年 月 日

作 成 者 名

1	工 事 件 名						
2	工 事 金 額						
3	工 期						
4	工 事 場 所						
5	実 施 部 隊 名						
6	工 事 費 内 訳 明 細 書						
	名 称	品 質 形 状	単 価	単 位	数 量	金 額	備 考

(注)

- 1 この実施設計書は、工事項目の各工事件名ごとに作成するものとし、工事件名欄には当該工事の工事項目番号を括弧書きする。
- 2 この実施設計書には、仕様書及び設計図を添付するものとする。
- 3 設計図は、原則として、案内図及び工事の主な部分の平面図、断面図等とする。

施 工 計 画 書

年 月 日

作 成 者 名

1	工 事 件 名
2	工 事 場 所
3	予 算 額
4	工 事 内 容
5	工事規模(人・日)
6	工 期 ~
7	訓 練 課 目
8	編成装備の概要
9	輸 送 方 法
10	宿 泊 給 養
11	実 施 部 隊
12	増 援 部 隊
13	添 附 図 面
14	参 考

(注)

- 1 工事規模の算定は、土木工事等の受託及び実施に関する訓令（昭和30年訓令第16号）第3条第11項の規定によるものとする。
- 2 この施工計画書には、工程表を添付するものとする。

工 事 予 算 額 調 書

目	目の細分	説 明	金 額	備 考	
施設整備費 (公務員宿舎施設費)	工事費	工事材料費	直接資材費		
			間接資材費		
			小 計		
	燃料 油 脂 費		工事用燃料費		主燃料 ガソリン し
			管理用燃料費		
			移動用燃料費		
			整備用燃料費		軽 油 し
			小 計		
	運搬費		費		
			小 計		
			光 熱 水 料		
			補 償 費		
			計		
施設施工旅費	施設施工旅費				
施設施工庁費	施設施工庁費				
		合 計	()		

寸法：日本産業規格A4

注：施設整備費以外について支出する場合は（ ）して金額を記入
各費用については内訳表を添付のこと。

工事材料等調達使用状況一覧表

事項	品目	設計(1)			作業見積(2)			実 施						備考		
		数量	単価	価格	数量	単価	価格	単価	調達(3)		使用(4)		残(5)=(3)-(4)			
									数量	価格	数量	価格	数量		価格	
工事材料費	直接材料費															
	間接材料費															
	小計															
燃料油 脂費	工所用燃料費															
	管理用燃料費															
	移動用燃料費															
	整備用燃料費															
	小計															
	施設施工旅費															
	施設施工庁費															
	合計															

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 設計書の作成を部隊等で実施した場合は、設計(1)欄は記入しない。
- 2 作業見積(2)欄の数量と実施の調達(3)欄の数量に5パーセント以上の差がある場合は、備考欄に理由を明記のこと。
- 3 調達(3)-使用(4)=残(5)の数量が調達(3)の数量の5パーセント以上の場合は、備考欄に理由を明記のこと。
- 4 調達は、工事費支弁の補給受物品及び調達品並びに地方防衛局等から管理換したものをいう。

工事材料使用明細書

品名		規格		単位		単価		
月日	摘要	受入高	使用明細				残高	備考

別紙第8 (第7条関係)

陸上幕僚長 殿

発簡番号

発簡年月日

発簡者名

〇〇自衛隊〇〇〇支援工事調書

(施定第15号)

〇〇方面総監部

工事名	工事量	支援可能工事費	支援の能否	実施時期	所要経費見込額	支援を不可とする場合の理由	備考

寸法：日本産業規格A4

注：この報告は、かがみを省略するものとする。

外 注 工 事 整 理 簿 冊

- 1 契約書
- 2 設計図書
- 3 積算価格内訳明細書
- 4 工事費内訳明細書
- 5 工程表
- 6 工事日誌
- 7 工事打合せ簿
- 8 工事材料検査簿
- 9 物品貸与簿
- 10 材料支給簿
- 11 施行体制台帳及び施工体系図
- 12 その他必要な書類及び帳簿

注： この簿冊の保存期間は、当該年度経過後5年とし、業務隊等において保管する。
ただし、上記書面のうち、物品貸与簿、材料支給簿、施工体制台帳及び施工体系図は、必要な場合のみ工事簿冊に整理する。

別紙第10（第11条関係）

発簡番号

発簡年月日

〇〇防衛局長 殿
(〇〇防衛支局長)

実施者官職氏名

完 成 物 件 引 渡 書

下記のとおり完成物件を引き渡します。

記

1 工事名 〇〇〇〇〇〇工事

名 称	単 位	数 量	摘 要

2 引渡年月日 令和 年 月 日

3 竣（しゅん）工検査官 官職 氏名

4 特記事項

寸法：日本産業規格A4

別紙第 1 1 (第 1 3 条関係)

陸上幕僚長 殿

実施者 官職

成 果 報 告
(施定第 17 号)

陸幕施第 号 (発簡年月日) をもって実施を命ぜられた (工事場所及び名称) 工事の成果を別紙のとおり報告する。

添付書類 :

- 別紙第 1 「作業隊の編成装備」(様式付紙第 1)
- 別紙第 2 「作業記録」(様式付紙第 2)
- 別紙第 3 「施設整備費等で支弁した経費」(別紙第 3 と同一様式)
- 別紙第 4 「工事材料等調達使用状況一覧表」(様式付紙第 3)
- 別紙第 5 「部隊において作業間使用した経費」(様式付紙第 4)
- 別紙第 6 「工事完成図」(平面図及び主要構造物の構造図のみとし所要に応じ写真を添付する。)
- 別紙第 7 「将来特に参考となる事項」(ある場合)

作業隊編成装備表

月 日から 月 日まで

編 成	部 隊 名	作業隊指揮官	階 級 氏 名	総 計
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">O S P</p> <p style="text-align: center;">配属部隊</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">支援部隊</p> <p style="text-align: center;">O S P</p> </div> </div> <p>備考：部隊名には配属・支援部隊も記入する。 総計には、配属・支援部隊を含めた人員を記入する。</p>			
装 備	品 名	規 格	数 量	摘 要

寸法：日本産業規格 A 4

注：作業隊を交替し編成装備を異にしたときは、別葉とする。

作 業 記 録

区 分	作業項目	実施数量	機 械						労 力				備 考	
			機種別	平均 台数	稼動 日数	時間 /日	1台当り の1時間 の平均作業量	換 算 延 人 日	幹 部 曹 士 別	平均数	稼動 日数	時間 /日		延 人 日
工 事														工事規模人日
	小 計													
管 理 事 項	補 給													延べ人日
	整 備													
	そ の 他													
	小 計							〇 S P						
合 計														

工事材料等調達使用状況一覧表

事 項	品 目	単 価	調 達 (A)		使 用 (B)		残(C)=(A)-(B)		備 考
			数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	
工 事 材 料 費	直接材料費								
	間接材料費								
	小 計								
燃 料 油 脂 費	工事用燃料費								
	管理用燃料費								
	移動用燃料費								
	整備用燃料費								
	小 計								
	施設施工旅費								
	施設施工庁費								
	合 計								

寸法：日本産業規格A 4

- 注：1 調達(A)－使用(B)＝残(C)の数量が調達(A)の数量の5パーセント以上の場合は、備考欄に理由を明記のこと。
2 調達は、工事費支弁の補給受物品及び調達品並びに地方防衛局等から管理換したものをいう。

部隊において作業間使用した経費

種 別	金 額	備 考
一般糧食費		
加給食費		
小 計		
施設機械維持費		
車両修理費		
通信維持費		
小 計		
〇〇〇〇費		
小 計		
合 計		

寸法：日本産業規格A4

陸上自衛隊施設整備面積基準

目 次

項	目
1	隊舎面積基準
2	本部庁舎面積基準
3	地方協力本部庁舎面積基準
4	食堂・ちゅう房面積基準
5	浴場面積基準
6	医務室面積基準
7	炉筒煙管ボイラー室面積基準
8	化学火工品庫面積基準
9	教室面積基準
10	体育館面積基準
11	航空施設面積基準
12	国家公務員宿舎面積基準
13	厚生施設面積基準
14	警衛所及び消防所合棟面積基準
15	需品整備工場面積基準
16	女性自衛官隊舎面積基準
17	車両等整備工場面積基準
18	保管庫面積基準

1 隊舎面積基準

区 分	基 準 面 積	備 考
居 室	15 m ² /人	
娛 楽 室	0.82 m ² /人	
自 習 室	0.41 m ² /人	
倉 庫	0.50 m ² /人	
便 所 ・ 洗 面 所	0.82 m ² /人	各階に設ける。 独立個室型便所は別途計上する。
乾 燥 室	0.60 m ² /人	
シ ャ ワ ー 室	0.25 m ² /人	
洗 濯 室	0.34 m ² /人	
調 理 室	0.25 m ² /人	
裁 縫 室	0.40 m ² /人	必要に応じて計上する。
生 活 隊 舎 当 直 室	15 m ²	生活勤務隊舎当直勤務設置単位ごとに設ける。
機 械 室	必要面積を積み上げる。	冷暖房機械室、変電室、ボイラー室、エレベータ機械室等
通 路 部 分	必要面積を積み上げる。	玄関、ホール、階段、廊下、エレベータ、ペントハウス等

2 本部庁舎面積基準

区 分		基 準 面 積	備 考
	小 区 分	事務室面積＝基準執務面積×人員	
事 務 室	方面総監部	方面総監 72 m ² 幕僚長、幕僚副長、部 長 36 m ² 課 長 20 m ² 班 長 10 m ² 係幹部 7.2 m ² 曹 士 4 m ²	
	師団（旅団）司令部 団本部等	師団（旅団）長 72 m ² 副師団（旅団）長、幕僚長 36 m ² 部 長 20 m ² 課 長 10 m ² 班長、係幹部 7.2 m ² 曹 士 4 m ²	
	そ の 他	(1) 上記のほか、指揮官は連群長等、大隊長等は 40.9 m ² 、副連群長・副大隊長等、中隊長等は、20.45 m ² (2) 製図者の基準執務面積は、6.8 m ² とする。	
会 議 室	人員 100 人当たり 44 m ² とし、10 人増すごとに 4.4 m ² を加える。	・ 団以上の部隊等の本部 ・ 連群、大隊等の部隊は 40.9 m ²	
倉 庫	事務室面積の 13%のほか、(対象部隊の定員－営内者) × 0.2 m ² を加える。		

当	直	室	設置単位当たり 20.45 m ²	必要に応じ、女性用仮眠室を追加する。					
湯	沸	室	6.5 m ² ～13 m ²						
便	所	・	洗	面	所	対 象 人 員	所 要 面 積	男性用、女性用に区分	
						10 人 程 度	15 m ²		
						25 人 未 満	26 m ²		
						25 人 以 上	35 m ²		
						50 人 以 上	40 m ²		
						100 人 以 上	46 m ²		
						150 人 以 上	0.32 m ² /人		
幹	部	自	衛	官	更	衣	室	0.45 m ² /人	事務官等含む。
女	子	更	衣	室	5人まで4 m ² とし、1人増すごとに0.4 m ² を加える。				
営	外	陸	曹	室	2.56 m ² /人				営外陸士含む。
武	器		庫	編成定員 100 人未満の部隊にあつては 40.9 m ² 100 人以上の部隊では 61.4 m ²					
	駐 屯 地 司 令 業 務 室		方 面 総 監 部、師 団（旅 団）司 令 部、学 校 等 が 所 在 す る 駐 屯 地		左 記 以 外 の 駐 屯 地 は、駐 屯 地 司 令 業 務 室 と 広 報 室 を 併 せ		40.9 m ²	広 報 ・ 研 修 セ ン タ ー と は 別 施 設	
	広 報 室		に 40.9 m ²						

固有業務室	駐屯地援護センター	駐屯地に 40.9 m ²	
	運用室（作戦室）	連隊等の部隊本部に 40.9 m ²	師団司令部等は積み上げによる。
	カウンセラー室	駐屯地に 40.9 m ² 、分屯地に 20.45 m ²	
	警務取調室	方面警務隊本部・地区警務隊本部に 40.9 m ² 警務派遣隊・連絡班に 20.45 m ²	
	保管庫・金庫	必要面積を積み上げる。	
	図書室	〃	学校等に設置
	文書保管庫	〃	団以上の部隊本部、学校、補給処等に設置
	電計室	〃	補給処等に設置
	通信室	〃	
	印刷製本室	〃	団以上の部隊本部、学校、補給処等に設置
	タイプ室	〃	〃
機械室	必要面積を積み上げる。	冷暖房機械室、変電室、ボイラー室、エレベーター機械室等	
通路部分	上記各室合計面積の 35% (必要に応じて 40% まで計上できる。) 渡り廊下は、実情に応じて計上	玄関、ホール、階段、廊下、エレベーター、ペントハウス等	

3 地方協力本部庁舎面積基準

区 分	基 準 面 積	備 考
事 務 室	本部長 (換算人員 10) 副本部長 (換算人員 8) 課 長 (換算人員 6) 班 長 (換算人員 2.5) 幹 部 (換算人員 1.8) 曹 士 (換算人員 1.0)	数値及び算定方法は、別に示す「新営 一般庁舎面積算定基準」による。 便所・洗面所： 男性用、女性用に区分
倉 庫		
会 議 室		
当 直 室	宿直室を準用	
湯 沸 室		
便 所 ・ 洗 面 所		
浴 場	7 m ²	
更 衣 室	男子：0.45 m ² /人 女子：5人までを4 m ² とし、1人増すごとに0.4 m ² を加える。	
試 験 室	40 m ²	
文 書 保 管 庫	必要面積を積み上げる。	
広 報 展 示 室	〃	
機 械 室	〃	
通 路 部 分	上記各室合計面積の35% (必要に応じて40%まで計上できる。)	

4 食堂・ちゅう房面積基準

区 分	基 準 面 積	備 考
食 堂	$\text{食堂面積} = 2 \text{ m}^2 / \text{人} \times \text{喫食人員} \times \frac{1}{2} ※$ $\text{喫食人員} : \text{営内者数} + \frac{\text{営外者数}}{10}$	※ 2 交代喫食
ち ゅ う 房	喫食人員 200 人で 165 m ² 喫食人員 100 人増ごとに 46 m ² 増	150 人 120 m ² 100 人 100 m ² 50 人 70 m ²
倉 庫	(食堂面積+ちゅう房面積) × 15%	
事 務 室	4 m ² × 事務室人員	
共 通 部 分	上記合計面積の 25%	通路部分を含む。
そ の 他	必要に応じ、機械室面積等を考慮するものとする。	

5 浴場面積基準

区 分	基 準 面 積	備 考
浴 室 (脱衣室を含む。)	$\text{浴室面積} = ※ 0.33 \text{ m}^2 \times \text{入浴人員}$ $\text{入浴人員} : \text{営内者数} + \text{営外者数} \times \frac{8}{10}$	※参考 税務大学校 (5 交代入浴)
機 械 室	必要面積を積み上げる。	

6 医務室面積基準

区分		等級		A		B		C		D	E	健康管理室
		指 定	一 般	指 定	一 般	指 定	一 般	一 般	一 般			
駐(分)屯地 人員(定員)		3,000人以上		3,000人未満 ~2,000人以上		2,000人未満 ~1,000人以上		1,000人未満 ~400人未満	400人未 満	400人未 満		
施 設 部 門	診 療 部 門	157 m ²	157 m ²	122 m ²	122 m ²	78 m ²	78 m ²	70 m ²	32 m ²	12 m ²		
	救 急 部 門	44	44	44	—	44	0	0	0	0		
	X 線 部 門	65	40	65	35	52	28	28	28	0		
	検 査 部 門	40	40	40	28	38	25	13	13	9		
	薬 剤 部 門	35	35	28	28	20	20	18	6	0		
	病 室 部 門	105(19床)	105(19床)	88(15床)	61(10床)	61(10床)	30(5床)	18(3床)	0(0床)	0(0床)		
	予 防 衛 生 部 門	56	56	38	38	26	26	20	28(2床)	24(2床)		
	管理サービス部門	185	185	144	144	113	113	109	47	34		
	そ の 他	241	232	199	159	138	102	96	39	27		
	計	928	894	768	615	570	422	372	193	106		

- 備考：1 D級以上の事務室は、内科・外科・歯科を主とする診療業務と健康診断・身体検査・防疫・予防接種・環境衛生・食品検査等の予防衛生業務を行う。
- 2 E級医務室は、前項に示す業務のうち、歯科診療業務を除く業務をいう。
- 3 健康管理室は、第1項に示す業務のうち、診療業務を除く予防衛生業務をいう。
- 4 A・B・C各級に示す指定医務室は、原則として師団司令部等が所在する駐屯地に設置するものとし、一般医務室の業務のほか、軽易な応急手術及び精密健康診断を行う。
- 5 新隊員教育隊が所在する駐屯地で新隊員平均在隊人員を加えた数が、B級 2,500 人、C級 1,500 人、D級 700 人を超える駐屯地医務室はそれぞれ直近上位の等級とすることができる。
- 6 部内病院から通常の経路で片道 10 km以内の駐屯地は、次の各号に掲げる部隊等が所在する駐屯地を除き、下位の等級とする。
- (1) 方面総監部
 - (2) 師団（旅団）司令部
 - (3) 新隊員教育隊
 - (4) 航空部隊
- 7 年間、演習場使用延べ人員が 15 万人以上の演習場管理駐屯地のうち、E級医務室は直近上位の等級とする。

7 炉筒煙管ボイラー室面積基準

ボイラー規模 × 基数	ボイラー室所要面積	ボイラー室内部		備考
		ボイラー及び附属設備据付面積	事務室等	
500 kg/H × 2基	83 m ²	45 m ²	38 m ²	事務室等：事務室、便所・洗面所、浴室、仮眠室、更衣室
600 kg/H ↓ 1,600 kg/H × 2基	94 m ²	51 m ²	43 m ²	
1,800 kg/H ↓ 3,600 kg/H × 2基	203 m ²	160 m ²	43 m ²	
4,800 kg/H ↓ 6,000 kg/H × 2基	233 m ²	190 m ²	43 m ²	
7,200 kg/H ↓ 9,600 kg/H × 2基	263 m ²	220 m ²	43 m ²	

注：1 ボイラー規模選定基準は、炊事、入浴、暖房その他蒸気所要設備の所要蒸気量である。

2 整備工場暖房については、別途考慮する。

3 ボイラー規模（容量）は、換算蒸気量である。

4 必要に応じ、器材庫の積み上げ面積を上記面積に加算することができる。

5 炉筒煙管型式以外の「ボイラー及び附属設備据付面積」は積み上げ面積とする。

8 化学火工品庫面積基準

(1) 所要面積

ア 師団主力所在駐屯地	33 m ²
イ 普通科連隊所在駐屯地	22 m ²
ウ 特科連隊、戦車、施設大隊等所在駐屯地	17 m ²

(2) 面積算定式

$$\text{所要面積} = \frac{(\text{積載列} - 8) \times 2.7 \text{ m}^2}{4} + (3.42 \text{ m}^2 \times 2)$$

(3) 算定の根拠等

ア 化学火工品庫の1梱（こん）の大きさは、長さ55 cm、幅40 cm、高さ30 cmを基準とした。

イ 化学火工品庫の積載物品は、品目別に高さ1.8m（6梱包）まで積み上げることができる。

ウ 各部隊等別積載列の基準

(ア) 師団主力所在駐屯地

19品目 223梱 46列

(イ) 普通科連隊所在駐屯地

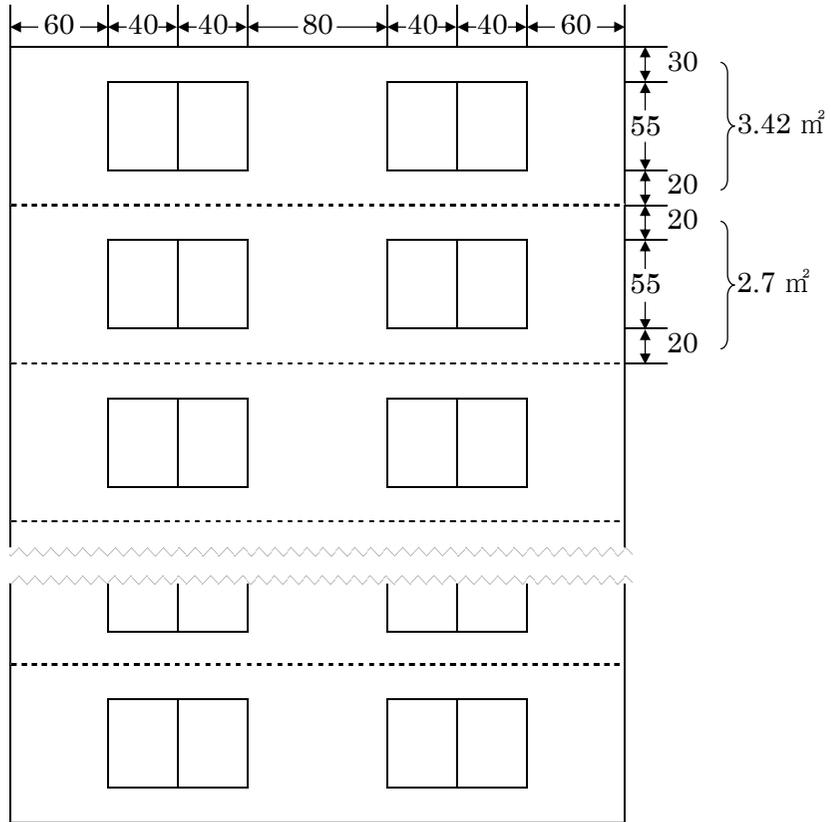
19品目 130梱 29列

(ウ) 特科連隊、戦車、施設大隊所在駐屯地等

18品目 93梱 23列

(エ) 積載整頓要領は下図のとおり。

積載整頓要領図



9 教室面積基準

区 分	1人当たりの所要面積	机の配列	教室の規格	教 室 面 積		
				机 部 分	教壇等共通部分	合 計
一 般 用	<p style="text-align: center;">$1.80 \times 1.40 = 2.52 \div 2.6 \text{ m}^2$</p>	通常 5列	15名用	39 m ²	30 m ²	69 m ²
			25名用	65 m ²		95 m ²
			30名用	78 m ²		108 m ²
			50名用	130 m ²		160 m ²
戦 術 用	<p style="text-align: center;">$1.97 \times 1.43 = 2.81 \div 2.9 \text{ m}^2$</p>	通常 4列	20名用	58 m ²	30 m ²	88 m ²
			30名用	87 m ²		117 m ²

10 体育館面積基準

規格	面積	対象駐屯地	面積算定根拠
A	1,037 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・駐屯地充足人員 100～800 人の駐（分）屯地 	<p>次の各号に掲げる面積の積み上げ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運動場床面積 バスケットボールコート 2 ステージ面積 3 観覧席面積 4 便所、更衣室等供用部分面積
B	1,487 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・駐屯地充足人員 801～2,000 人の駐屯地 ・所属人員 800 人以下の学校及び教育部隊所在駐屯地 	<p>次の各号に掲げる面積の積み上げ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運動場床面積 バスケットボールコート バレーコート 2面 2 ステージ面積 3 観覧席面積 4 便所、更衣室等供用部分面積
C	2,129 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・駐屯地充足人員 2,001 人以上の駐屯地 ・混成団以上の司令部所在駐屯地 ・所属人員 801 人以下の学校及び教育部隊所在駐屯地 	<p>次の各号に掲げる面積の積み上げ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運動場床面積 バスケットボールコート バレーコート 2面 ハンドボールコート 2 ステージ面積 3 観覧席面積 4 便所、更衣室等供用部分面積

D	684 m ²	・駐屯地充足人員 100 人未満の駐（分）屯地	次の各号に掲げる面積の積み上げ 1 運動場床面積 バレーコート 2 観覧席面積 3 便所、更衣室等供用部分面積
---	--------------------	-------------------------	---

- 注：1 駐屯地充足人員が 3,000 人を超える駐屯地は、上記面積基準を組み合わせで適用
2 上記面積基準に 2 階部分利用床面積を積み上げる。

11 航空施設面積基準

(1) 所要面積

ア 格納庫：機種別単位所要面積×当該機種保有機機数

所要面積は、上記算定式に航空機の配置を決定し、クリアランスを加算して、面積を算定する

クリアランス場所	固定翼機	単一回転翼式 クリアランス寸法	双回転翼式 クリアランス寸法
機体と機体間		片側 2.0m	片側 4.0m
機体と柱面間		片側 1.0m	片側 2.0m

(機種別単位所要面積算定)

固定翼機 = (機幅) × (機長)

回転翼機 = (ロータ直径) × (機長 (含ロータ))

イ エプロン：飛行場基本施設等の設計要領（通達）（施本建第 11 号（CCE）（49.7.13））に基づき、機種別単位所要面積、保有機機数及び航空機可動率を考慮して、算定する。

洗機場、車両通行帯等は、別途積み上げる。

ウ 整備工場：(ア) 機種別単位所要面積×当該機種保有機機数の被支援機数：A
 (機種別単位所要面積算定)

機種別格納庫面積×整備工場在籍率×係数(1.5)

機種別格納庫面積：第2号「機種別単位所要面積」引用

整備工場在籍率：固定翼機=0.03

回転翼機=0.15

係数(共通)：通路部分等

(イ) 被支援機の内、機種別単位所要面積が最大機の[格納庫面積×1.5]：B

(ウ) $A/B=C \rightarrow C$ の小数点以下の切り上げ整数：C'

(エ) 収容部所要面積：B×C'の面積となる縦横の寸法に、機体と柱面間のクリアランス2.5mを加え、面積を算定する。

(2) 機種別単位所要面積

(単位：㎡)

機種	区分	格納庫及びエプロン	整備工場
LR-1		122	5.5
LR-2		251	11.3
OH-6		77	17.4
OH-1		165	37.2
AH-1S		217	48.9
AH-64		260	58.5
UH-1		257	57.9
UH-60		324	72.9
CH-47		552	124.2
AS332L		292	65.7

12 国家公務員宿舎面積基準

区 分	規 格	備 考
世帯用	e	面積、算定方法は、別に示す「公務員宿舎設計要領」による。
	d	
	c	
	b	
単身用	単 b	
独身用	a	

13 厚生施設面積基準

(1) 対象人員

充足人員とする。ただし、学校、教育隊等の所在する駐屯地にあつては、学生等の人員を加算するものとする。

(2) 建設面積基準

ア 面積算定方式

厚生施設面積＝売店面積＋食堂・喫茶室面積＋理髪面積＋談話室＋図書室＋通路部分

通路部分：(売店面積＋食堂・喫茶室面積＋理髪面積＋談話室＋図書室) × $\frac{35}{100}$

イ 売店面積

0.17 m²/人×充足人員

ウ 食堂・喫茶室面積

充 足 人 員 数	面積 (m ²)	充 足 人 員 数	面積 (m ²)
100 人未満	0	1,200 人以上	280
100 人以上	32	1,400 "	310

200 "	54	1,600 "	338
300 "	75	1,800 "	366
400 "	97	2,000 "	450
500 "	118	3,000 "	590
600 "	140	4,000 "	730
700 "	161	5,000 "	870
800 "	183	6,000 "	1,010
900 "	204	7,000 "	1,150
1,000 "	237	8,000 "	1,290

エ 理髪室面積

充足人員数	面積 (m ²)	充足人員数	面積 (m ²)
90 人未満	11	2,790 人以上	75
90 人以上	21	3,170 "	80
290 人以上	30	3,560 人以上	85
530 "	39	3,920 "	91
820 "	48	4,320 "	99
1,220 "	55	4,680 "	106
1,970 "	62		
2,380 "	69		

オ 談話室面積

0.08 m²/人

カ 図書室面積

0.04 m²/人

14 警衛所及び消防所合棟面積基準

警衛所	タイプ		A	B	C	D	E	摘要
	対象	警衛人員	～5人	6～10人	11～15人	16～22人	(特別な場合)	
	駐屯地(充足)人員	～200人	201～700人	701～2,000人	2,001～			
	所要面積		47㎡	100㎡	149㎡	190㎡	別途積み上げ算定する。	
消防所	対象	消防班編成	班長以下9名(大型消防車1台)					
	所要面積		155㎡	155㎡	155㎡	155㎡		
計			202㎡	255㎡	304㎡	345㎡		

15 需品整備工場面積基準

タイプ	A	B	C	D	E
対象人員	3,751～5,000人	2,501～3,750人	1,251～2,500人	501～1,250人	500人以下
所要面積	374㎡	304㎡	225㎡	184㎡	153㎡

16 女性自衛官隊舎面積基準

区分	基準	備考
居室	15㎡/人	一般隊舎に準ずる。
娯楽室	0.82㎡/人	
自習室	0.41㎡/人	
裁縫室	0.40㎡/人	
倉庫	(定員×0.2㎡/人) + (當内充足人員×0.5㎡/人)	
当直室	15㎡	女性自衛官隊舎当直勤務設置単位ごとに設ける。
面会室	1棟に15㎡	
便所	0.68㎡/人	
洗面所	0.41㎡/人	

洗濯室	0.34 m ² /人	一般隊舎に準ずる。
シャワー室	0.25 m ² /人	
調理室	0.25 m ² /人	
乾燥室	0.60 m ² /人	
営外陸曹室	2.56 m ² /人	営外陸士を含む。
事務室	必要により積み上げる。	管理隊用
幹部室	必要により積み上げる。	
浴室	0.9 m ² /人	原則として隊舎内に取り込む。
機械室	必要面積を積み上げる。	冷暖房機械室、変電室、ボイラー室等
通路部分	必要面積を積み上げる。	玄関、ホール、階段、廊下、ペントハウス等

17 車両等整備工場面積基準

区分	基準面積	備考
整備工場	車両等1台当たりの所要面積×車両等台数	
事務室等	事務室等：本部庁舎面積基準を準用 その他控室、工具室、部品庫、充電室、工作室、塗装室、機械室等の附属室は所要面積を積み上げる。	事務室等：事務室、倉庫、湯沸室、便所・洗面所
通路部分	整備工場面積の40%	

18 保管庫面積基準

区分	基準面積	備考
保管庫	保管物品の投影面積×3.75	<ul style="list-style-type: none"> ・保全施設を除く ・保管棚の床面積の合計 ・通路部分を含む。
附属室	事務室、便所、洗面所等の附属室は、所要面積を積み上げる。	